

議会運営委員会日程

平成27年3月17日（火）

午前10時 502会議室

日程第1 委員会提出議案について

- (1) 委員会提出議案第1号 川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議員提出議案について

- (1) 議員提出議案第1号 川崎市住宅リフォーム資金助成条例の制定について

日程第3 修正案及び予算の組替え動議について

- (1) 「議案第9号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案
- (2) 「議案第22号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案
- (3) 「議案第46号 平成27年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

日程第4 意見書案及び決議案について

- (1) 意見書案第1号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書
- (2) 意見書案第2号 消防施設及び設備の整備に関する補助制度の改善を求める意見書
- (3) 意見書案第3号 消防ヘリコプター等に関する財政支援及び経費負担を求める意見書
- (4) 意見書案第4号 通学路の交通安全の確保の促進に関する意見書
- (5) 意見書案第5号 北朝鮮による日本人拉致問題に関する早急な調査報告の実施と早期解決を求める意見書
- (6) 意見書案第6号 小規模保育事業等への災害共済給付拡充を求める意見書
- (7) 意見書案第7号 都市農業の振興策強化等を求める意見書
- (8) 意見書案第8号 ヘイトスピーチを根絶するための対策を求める意見書
- (9) 決議案第1号 かけがえのない子どもたちの命に関する決議
- (10) 決議案第2号 川崎市職員の不祥事の根絶を求める決議

日程第5 3月18日（水）の本会議の運営について

【別紙「3月18日（水）の本会議の議事要領」による】

日程第6 その他

委員会提出議案第1号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年3月12日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 議会運営委員長 松原成文

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の条例第19条の規定は適用せず、改正前の条例第19条の規定は、なおその効力を有する。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、
所要の整備を行うためこの条例を制定するものである。

議員提出議案第1号

川崎市住宅リフォーム資金助成条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年3月12日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	佐野仁昭
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	猪股美恵

川崎市住宅リフォーム資金助成条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が市内施工業者により、自己の居住する住宅及びこれに附属する施設（以下「住宅等」という。）の改良・改善工事を行った場合に、その経費の一部を住宅リフォーム資金として助成することにより、市民の居住環境の向上に資するとともに、多岐にわたる業種に経済効果を与え、市内産業全体の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する一戸建ての住宅をいう。
- (2) 併用住宅 建築物に自己の居住の用に供する部分（以下「居住部分」という。）と店舗、事務所、賃貸住宅等の自己の居住の用以外の用に供する部分（以下「非居住部分」という。）がある住宅（マンション等集合住宅を除く。）をいう。
- (3) マンション等集合住宅 複数の区分所有者が自己の居住の用に供する一棟の住宅をいう。
- (4) 改良・改善工事 住宅の修繕、増築又は模様替え、バリアフリー対応型住宅改修（日常生活に身体の機能上の制限を受ける者が円滑に住宅を利用するための改修をいう。以下同じ。）、庭、駐車場その他の住宅に附属する設備の改修等の住宅等の機能維持その他居住環境の向上のために行う工事をいう。
- (5) 市内施工業者 改良・改善工事を行う事業者で、本市の区域内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は本市の区域内に住所を有する個人事業者をいう。

(助成対象者)

第3条 住宅リフォーム資金の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有すること。
- (2) 助成の対象となる住宅等の所有者であること。
- (3) 市税を滞納せず、又は市の各種資金の貸付けの償還を怠っていないこと。

(助成対象住宅等)

第4条 住宅リフォーム資金の助成の対象となる住宅等は、本市の区域内に存する個人住宅及びこれに附属する施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市の区域内に存する併用住宅については、居住部分のみを、本市の区域内に存するマンション等集合住宅については、居住部

分であって助成対象者が専有している部分のみを、助成の対象とする。

(助成対象工事)

第5条 住宅リフォーム資金の助成の対象となる改良・改善工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事のうち、市内施工業者が行う工事で、当該工事に要する経費（併用住宅にあっては、屋根、外壁等居住部分の改善に当たって、非居住部分を含めた建築物全体の改善が必要であるときは、当該工事に要する経費に、居住部分の床面積を建築物全体の床面積で除して得た数を乗じて得た額）が10万円以上のものとする。ただし、市が実施する他の助成制度を併せて利用する場合は、その助成対象となる工事部分を除くものとする。

- (1) 屋根のふき替え、外壁の改修、ベランダの改修等の工事
 - (2) 壁紙、天井又はふすまの張り替え、畳その他の床材又はカーペットの交換等の模様替えのための工事
 - (3) バリアフリー対応型住宅改修として行う次に掲げる工事
 - ア 床の段差を解消する工事
 - イ 廊下又は出入口の幅を確保する工事
 - ウ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - エ 手すりを浴室、階段、廊下、便所又は玄関に設置する工事
 - オ エレベーターその他の昇降機を設置する工事
 - カ 車いす対応キッチン（台所流しその他調理のために必要な器具又は設備を備えた製品で車いすの利用者が円滑に利用できるように配慮されたものをいう。）を設置する工事
 - キ 日常生活に身体の機能上の制限を受ける者が円滑に利用できるように配慮された便所又は洗面所を設置する工事
 - (4) 一戸建ての住宅を2以上の世帯が居住することに配慮された構造の住宅にするための改修工事
 - (5) 太陽熱発電設備その他環境負荷の低減に資する設備を設置する工事及びこれらの設備の設置に伴う住宅等の改修工事
 - (6) 耐震、断熱、空調設備設置、防音等に伴う工事
 - (7) 住宅の敷地内における自家用駐車場の設置又は改修のための工事
 - (8) 住宅への防犯用感知ライト又はフェンスの設置等の防犯機能の付与又は強化のための工事
 - (9) 庭の緑化、造園等の住宅の敷地内の土地の整備に伴う工事
 - (10) 門及び塀の設置又は改修に伴う工事
 - (11) その他市長が助成の対象として適当と認める工事
- (助成額)

第6条 住宅リフォーム資金の助成額は、5万円とする。

(助成の申請)

第7条 住宅リフォーム資金の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(助成の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、予算の範囲内において助成の可否を決定し、その旨を当該申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について条件を付することができる。

(助成の決定の取消等)

第9条 市長は、住宅リフォーム資金の助成の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消し、若しくは助成額を減額し、又は既に助成した住宅リフォーム資金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により、助成の決定を受けたとき。

(2) 住宅リフォーム資金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

市民が市内施工業者により、自己の居住する住宅及びこれに附属する施設の改良・改善工事を行った場合に、その経費の一部を住宅リフォーム資金として助成することにより、市民の居住環境の向上に資するとともに、多岐にわたる業種に経済効果を与え、市内産業全体の活性化を図るため、この条例を制定するものである。

「議案第9号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の骨子

【修正の趣旨】

通院医療費の助成対象となる年齢を修正案よりも引き上げるとともに所得制限を撤廃するため修正するもの

【修正案の内容】

- 1 通院医療費の助成対象となる年齢を中学校卒業までに引き上げる。
- 2 所得制限を撤廃する。

「議案第9号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び川崎市議会会議規則第16条の規定により提出いたします。

平成27年3月12日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	佐野仁昭
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	猪股美恵

「議案第9号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案

「議案第9号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の全部を次のように修正する。

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とし、第6項を第3項とする。

第4条を削る。

第5条中「乳幼児等」を「小児」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「（小児（乳幼児等を除く。）については、入院に係るものに限る。）」を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「乳幼児等」を「小児」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第6条とする。

第8条「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「乳幼児等に係る」を削り、「第5条」を「第4条」に改め、同条第2項中「乳幼児等に係る」を削り、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提 案 理 由

通院医療費の助成対象となる年齢をより引き上げるとともに所得制限を撤廃するため修正するものである。

「議案第22号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の骨子

【修正の趣旨】

介護保険料率の改定について、第1段階及び第2段階の被保険者の負担を軽減するなど所得額に配慮し、負担能力に応じた負担を求めるため修正するもの

【修正案の内容】

- 1 保険料率算定の基準となる、第1号被保険者の基準保険料を据え置く。
- 2 所得水準の低い第1段階及び第2段階の被保険者の負担割合を現行よりも引き下げる。
- 3 合計所得金額が1,200万円以上の方について新たな保険料段階を設定し、所得水準の高い被保険者に対し応分の負担を求める。

「議案第22号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び川崎市議会会議規則第16条の規定により提出いたします。

平成27年3月12日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	佐野仁昭
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子

「議案第 22 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」
に対する修正案

「議案第 22 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」
の一部を次のように修正する。

第 8 条第 1 項第 1 号の改正規定中「33, 244 円」を「27, 078 円」に
改め、同項第 2 号の改正規定中「33, 244 円」を「27, 078 円」に改め、
同項第 3 号から第 6 号までの改正規定中「43, 217 円」を「39, 113 円」
に、「49, 866 円」を「45, 130 円」に、「59, 839 円」を「54,
156 円」に、「66, 487 円」を「60, 173 円」に改め、同項第 7 号、
同号ア及び同号イの改正規定、同項第 8 号及び同号イの改正規定、同項第 9 号、
同号ア及び同号イの改正規定、同項第 13 号の改正規定及び同号を同項第 14 号
とする改正規定、同項第 12 号の改正規定及び同号を同項第 13 号とする改正規
定、同項第 11 号の改正規定及び同号を同項第 12 号とする改正規定、同項第 1
0 号及び同号イの改正規定並びに同号を同項第 11 号とする改正規定並びに同項
第 9 号の次に 1 号を加える改正規定を次のように改める。

第 8 条第 1 項第 7 号中「66, 191 円」を「69, 199 円」に改め、同号
ア中「合計所得金額」の次に「（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 29
2 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合に
は、零とする。以下同じ。）」を加え、同号イ中「要保護者」の次に「（生活保
護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以
下同じ。）」を加え、「保護を」を「保護（同法第 2 条に規定する保護をいう。
以下同じ。）を」に、「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ、第 13 号イ又は第
14 号イ」に改め、同項第 8 号中「72, 208 円」を「75, 217 円」に改
め、同号イ中「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」
に改め、同項第 9 号ア中「3, 500, 000 円」を「2, 900, 000 円」
に改め、同号イ中「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14
号イ」に改め、同項第 13 号中「138, 398 円」を「156, 450 円」に
改め、同号を同項第 15 号とし、同項第 12 号イ中「除く。）」の次に「又は次
号イ」を加え、同号を同項第 13 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 138, 398 円

ア 合計所得金額が 10, 000, 000 円以上 12, 000, 000 円未
満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に

よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
第8条第1項第11号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第14号イ」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号イ中「又は第12号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 96,277円

ア 合計所得金額が2,900,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第12条第4項の改正規定中「、第12号イ若しくは第13号イ」を「、第12条イ、第13条イ若しくは第14号イ」に改める。

提 案 理 由

介護保険料率の改定について、第1段階及び第2段階の被保険者の負担を軽減するなど所得額に配慮し、負担能力に応じた負担を求めるため修正するものである。

「議案第46号 平成27年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める
動議の提出について

上記の動議を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第15条の規定により提出いた
します。

平成27年3月12日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	佐野仁昭
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子

「議案第46号 平成27年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める
動議

「議案第46号 平成27年度川崎市一般会計予算」、「議案第47号 平成27年度川崎市競輪事業特別会計予算」、「議案第53号 平成27年度川崎市介護保険事業特別会計予算」、「議案第54号 平成27年度川崎市港湾整備事業特別会計予算」、「議案第58号 平成27年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算」、「議案第61号 平成27年度川崎市下水道事業会計予算」、「議案第62号 平成27年度川崎市水道事業会計予算」、「議案第63号 平成27年度川崎市工業用水道事業会計予算」について、市長は別紙要領により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

(別 紙)

1 組替えを求める理由

今、市民の暮らしは極めて困難な状況にある。労働者の賃金の増加は物価上昇に追いつかず、物価を差し引いた実質賃金は、一昨年7月以降、19箇月連続して前年同月比マイナスとなっている。その一方で、2014年4月から消費税が5%から8%へと1.6倍もあがった上に、年金は下がり、2014年度からは70歳から74歳までの医療費の窓口負担が段階的に1割から2割に引き上げられるなど社会保障改悪の負担増が追い打ちをかけ、市民の生活はいつそう厳しさを増している。今後、消費税10%への引き上げ、医療や介護の分野での大幅な負担増などが実施されれば、市民生活は耐え難いものとなることは目に見えている。

こうした中、地方自治体には国の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことが求められているが、新年度予算案では、市民の福祉・暮らしや市内中小企業への支援、雇用対策などは極めて不十分なものとなっている。

その一方で、不要不急な大規模事業への予算は大幅に増えている。港湾関係の予算は、コンテナ1号岸壁の延伸に向けた付帯施設の設計費など国際戦略港湾関連で約42億3,800万円、臨港道路東扇島水江町線の整備に約34億8,900万円など、一般会計と特別会計を合わせて約130億円と依然として多額の予算が計上されている。その上、国際戦略拠点整備関連で約5億6,900万円、羽田連絡道路の整備関連で約1億5,900万円などが予算計上されている。

我が党は、市民生活を支えるための緊急課題に絞って、次の組替えの基本方針及び内容により2015年度予算案の再提出を求めるものである。

2 組替えの基本方針

- (1) 経済不況の長期化で中小・零細業者の営業・暮らしが深刻な中、工場の家賃や機械リース代などの固定費補助創設で業者を直接下支えする支援を行う。建設業の振興とともに経済波及効果が大きく、市民にも喜ばれる住宅リフォーム助成事業を創設する。雇用を巡る環境が厳しい中、こうした取組により雇用拡大を図る。
- (2) 子育てにかかる費用が子育て世代の大きな負担となっていることから、認可保育園の緊急増設を行うとともに、小児医療費助成制度の所得制限を撤廃し、中学生まで拡充する。また、どの子も分かる授業を実現するため、小学3年生まで少人数学級を拡充し、中1ギャップを解消するため、中学1年生で少人数学級を実現する。
- (3) 高齢者に増税・負担が集中している下で、安心して介護を受けられるよう、

介護援助手当を復活、特別養護老人ホームを増設し、人材確保が困難な介護老人保健施設等に職員の定着・確保を図るための支援を行う。介護保険料の値上げを抑える。障害者支援施設等運営費の市単独定率加算の削減をやめ、復活する。非課税世帯などの低所得の障がい者の医療費を無料にし、重度障害者等入院時食事代補助制度を復活する。敬老祝金・長寿夫妻記念品を復活する。

- (4) 貧困と格差が拡大している下で被保護世帯への上・下水道料金減免及び入浴援護事業を復活するなど、低所得世帯への生活応援を図る。小・中学校の自然教室の食事代補助、生活保護・就学援助世帯の入学祝金・修学旅行支度金・卒業アルバム代補助、就学援助世帯への眼鏡支給・社会見学等の実費支給補助を復活するとともに、補助範囲をPTA会費、生徒会費、体育実技用具費等にも拡充する。市立定時制高校の夜食代補助を復活する。高校奨学金の予算を増額し、受給資格のある生徒全員が受けられるようにする。
- (5) 防災対策の第1の要である旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進を図るため、助成対象件数を増やす。
- (6) 国際コンテナ戦略港湾計画への投資や臨港道路東扇島水江町線及び羽田連絡道路における必要のない2本の橋の整備、高速川崎縦貫道路など、不要不急の大規模事業を中止・延期することで、一般会計の市債発行を抑制し、後年度負担の軽減を図る。

3 組替えの内容

不要不急の大規模事業の中止と基金からの借入れなどにより、後年度負担を軽減するとともに、約85億円を確保し、次の「(2)歳出予算の組替え」の施策を実施する。

(1) 歳入予算等の組替え

- ア 国際コンテナ戦略港湾整備関連事業（港湾改修事業、千鳥町再整備の推進事業等）の中止（市債発行の抑制約22億4,700万円）
- イ 臨港道路東扇島水江町線整備の推進事業の中止（約1億4,031万円、市債発行の抑制約27億4,100万円）
- ウ 京浜臨海部国際戦略拠点の形成関連事業（国立医薬品食品衛生研究所移転用地取得を含む国際戦略拠点地区整備推進事業、先端産業立地促進事業（イノベート川崎）等）の中止（約4億1,890万円、市債発行の抑制約9,500万円）
- エ 羽田連絡道路の整備関連事業の中止（約1億867万円）
- オ 高速川崎縦貫道路関連事業（川崎縦貫道市負担金、縦貫道関連409号新設改築等）の中止（約1,433万円、市債発行の抑制約3億1,300万円）

8万円)

カ 競輪施設等整備事業基金(約17億円)、競輪事業運営基金(約16.5億円)、港湾整備事業基金(約33億円)、土地開発基金(約5億円)減債基金(約1,900億円)等の当面使用する予定のない基金から借入れ(約78億円)

(2) 歳出予算の組替え

- ア 介護援助手当の復活
- イ 特別養護老人ホームの緊急増設
- ウ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の人材確保のための補助
- エ 障害者支援施設等運営費の復活
- オ 敬老祝金・長寿夫妻記念品の復活
- カ 障がい者で低所得1、2の方の医療費の無料化
- キ 重度障害者等の入院時食事代補助の復活
- ク 被保護世帯への上・下水道料金の基本料金減免の復活
- ケ 被保護世帯入浴援護事業の復活
- コ 小児医療費助成の所得制限を撤廃し、中学生まで無料化
- サ 認可保育園の緊急増設
- シ 少人数学級を小学3年生まで拡充し、中学1年生でも実施する
- ス 小・中学校の就学援助費の復活(生活保護世帯等への入学祝金・修学旅行支度金、眼鏡支給・卒業記念品費・社会見学費等)と拡充(学用品費、PTA会費、生徒会費、体育実技用具費等)
- セ 小・中学校の自然教室の食事代補助の復活
- ソ 定時制高校夜食費の復活
- タ 高校奨学金を2004年度の実績に戻す
- チ 木造住宅の耐震補強工事への補助拡充
- ツ 中小・零細企業への固定費(貸工場の家賃、機械のリース代等)の補助
- テ 住宅リフォーム助成制度の創設
- ト 介護保険料の値上げを抑える

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話は、ろう者にとって、音声聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段である。

しかしながら、我が国においては、学校で手話が禁止されるなど差別されてきた過去もあり、現在では社会的に認められてきてはいるものの、その活用や認識は十分とは言えない状況にある。

こうした中、平成18年12月に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約には、手話は言語であることが明記され、これを受けて平成23年8月に改正された障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるに至った。

さらに、この改正により、国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするためのほか、円滑な情報の取得や、他人との意思疎通を図ることができるようにするために必要な施策を講ずることが義務付けられることとなった。

今後、こうした理念や目的を実現するためにも、手話が音声言語と対等な言語であることについて国民の理解を広めるとともに、音声の聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学び、さらには手話を言語として普及させ、研究することができるよう法整備を図ることが必要である。

よって、国におかれては、以上の内容を踏まえた手話言語法（仮称）を制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

消防施設及び設備の整備に関する補助制度の改善を求める意見書

本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、更なる消防力の充実強化を図っているところである。

こうした中、消防ヘリコプターのうち 1 機が、長期間にわたる運航等により維持管理が不可能になって更新する必要があるが生じたが、これに対し、国の補助金は、車両、航空機等について更新整備より新規整備が優先されるなど配分方針が変更され、本市消防ヘリコプターの更新整備への補助についても不採択とされた。

東日本大震災のような大規模な災害に即応するためには、消防車両、消防ヘリコプター等の装備の充実強化を図りつつ、一度強化した装備についてもその消防力を維持するために計画的な更新が必須であるが、現状の国の補助制度においては、新規整備が優先され、また、補助基準額についても消防防災施設整備に対するものも含めて実情に合わないものとなっており、制度の改善が求められるところである。

よって、国におかれては、自治体消防の消防力及び災害対応力の維持・強化を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 緊急消防援助隊設備整備費補助金を消防車両、ヘリコプター等の新規整備のみならず更新整備に対しても、不採択とすることなく交付すること。
 - 2 緊急消防援助隊設備及び消防防災施設の整備に対する補助基準額を引き上げること。
- 以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
消防庁長官

消防ヘリコプター等に関する財政支援及び経費負担を求める意見書

本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、市内の災害対応にとどまらず、消防庁長官及び神奈川県知事からの市外への消防隊派遣要請に即応するために消防車両等の装備の充実強化を図っているところである。

こうした中、長期間にわたる運航等により維持管理が不可能になる消防ヘリコプターについて、更新整備に向けた手続を進めてきたところであるが、国の補助金の配分方針の変更により、当該更新整備への補助金が不採択となって交付されなくなるという事態が生じた。

その上、神奈川県消防広域応援体制整備事業における補助制度は、ヘリコプターなど設備整備に要する経費が高額になるものについて、県下への貢献度が高いにもかかわらず、国からの補助が受けられない分を地方債で充当すると補助額が激減する仕組みとなっており、市町村の負担を考慮しない不合理な制度であると言わざるを得ない。

一方、本市消防ヘリコプターは、県下の広域応援体制にとって必要不可欠であるが、応援時に限らず、日常の訓練及び維持管理にも経費を要するものであり、これらの経費は本市が負担しているところである。

よって、県におかれては、自らが広域応援体制の確立及び京浜臨海部のコンビナート地区の消防防災の責務を担っていることに鑑み、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 消防ヘリコプター等について、国の補助の有無にかかわらず市町村の負担に応じた財政支援を行うこと。
- 2 消防ヘリコプターに関し、応援時の実費負担のみならず、維持管理に要する経費の相応の負担を行うこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

意見書案第4号

通学路の交通安全の確保の促進に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年3月12日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 石田康博

〃 後藤晶一

〃 東正則

〃 市古映美

〃 小川顕正

通学路の交通安全の確保の促進に関する意見書

登下校中の児童等の列に自動車が入り、児童等が死傷する事故が全国で続発するなど深刻な事態を受け、国は、平成24年度に全国で通学路について交通安全の確保に向けた緊急合同点検を実施し、対策必要箇所が7万箇所を超えることを明らかにしたが、いまだに安全対策が確立していない地域も多くある。

市内の通学路における今年度の対策要望箇所は、205箇所であり、特に危険で早急に対策が必要な箇所については、保護者や地域、学校によって児童等の登下校の見守りや地域交通安全員の配置などソフト面において懸命に取り組んでいるものの限界があるのが現状である。

安全であるはずの通学路において、児童等が登下校中に交通事故に遭うことは絶対にあってはならないことであり、通学路の安全対策を早急を実施し、児童等を交通事故から守り、悲惨な事故を繰り返さないために、通学路における交通安全施設の整備を促進することが早急に求められている。

よって、国におかれては、通学路の交通安全の確保を促進するため、施設整備に係る財政措置の更なる拡充と児童等が安全に安心して登下校することができる環境整備に向けた法整備を行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

財務大臣

文部科学大臣

国土交通大臣

国家公安委員会委員長

意見書案第5号

北朝鮮による日本人拉致問題に関する早急な調査報告の実施と早期解決を
求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提
出いたします。

平成27年3月12日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 石田康博

〃 後藤晶一

〃 東正則

〃 市古映美

〃 小川顕正

北朝鮮による日本人拉致問題に関する早急な調査報告の実施と早期解決を求める意見書

川崎市議会では、昨年6月、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する決議を全会一致で可決するとともに、議長がスイスの国際連合人権高等弁務官事務所でフラビア・パンシエーリ副高等弁務官と面会し、この決議文を直接手渡した上で拉致問題解決に向けた協力を要請したところである。

また、本市には拉致被害者の横田めぐみさんの御両親が在住であり、拉致被害者等の親世代の高齢化が進んでいる中、長年にわたる苦しみや御負担を考えると、一刻も早い再会が待ち望まれる。

一方、国においては、昨年5月にスウェーデンで開催された日朝政府間協議において、合意に至った拉致被害者を含む全ての日本人の再調査について、7月に北朝鮮が特別調査委員会を設置したことで、日本が独自に制裁を科した人的往来の規制等を一部解除し、解決に向けた第一歩と期待できるものとなった。

しかしながら、北朝鮮は、過去にも合意した調査をほごにしたことがあったように、今回についても、再調査の最初の報告を夏の終わりから秋の初めを目指すとしていたが、初期段階だと先送りにしており、その後の進展についても依然めどが立っていない状況である。

よって、国におかれては、北朝鮮に対して、具体的な進展がみられない日本人拉致問題について、誠意ある調査の遂行と早急な調査結果の報告を求めるとともに拉致被害者も家族も皆が元気な間に日本で会うことができるように、拉致被害者全員の即時帰国を早期に実現されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
法務大臣
外務大臣
拉致問題担当大臣

意見書案第 6 号

小規模保育事業等への災害共済給付拡充を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 27 年 3 月 12 日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 石田康博

〃 後藤晶一

〃 東正則

〃 市古映美

〃 小川顕正

小規模保育事業等への災害共済給付拡充を求める意見書

平成24年8月に成立したいわゆる子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から実施されることとなった子ども・子育て支援新制度により、小規模な保育事業を地域型保育事業として位置付けた。

地域型保育事業は、保育の量的拡大により、本市等の都市部において集中している待機児童の解消を図ることが期待されているが、新制度の実施に伴い認可事業として位置付けられたにもかかわらず、現在、認可保育所で認められている公的補償である災害共済給付制度の対象とされていないため、学校や保育所の管理下における負傷や疾病の際に、医療費や障害見舞金、死亡見舞金の支給対象にならない。

家庭に代わって子どもの保育を担う保育所等において、子どもの安全確保は、日々の保育の基本であり、事故防止の徹底を図ることはもちろんのこと、公的保険制度導入は、事故防止意識の向上に資するものであり、保育の質の確保にもつながる。

地域型保育事業のうち小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育の3つの保育事業については、人員や面積等の認可基準が定められており、認可保育所に準じた安全基準が定められていることから、認可保育所と同様に災害共済給付制度の対象に追加すべきである。

よって、国におかれては、保育所等において子どもが安全・安心に過ごせるように、小規模保育事業等への災害共済給付拡充に向けて関係する法律の改正を早期に行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

意見書案第7号

都市農業の振興策強化等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年3月12日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 石田康博

〃 後藤晶一

〃 東正則

〃 市古映美

〃 小川顕正

都市農業の振興策強化等を求める意見書

都市農業は、新鮮で安全な農産物の供給に加え、安らぎ空間の創出、防災空間の確保、農業に関して学習することができる場の提供など重要で多様な役割を担っている。

しかし、生産緑地法、相続税納税猶予制度など、都市農業に関する現行法制や税制に対する国の取組は、いまだ不十分であると言わざるを得ず、全国の市街化区域内の農地はこの20年間で半分近くに減少している。

川崎市においても、農業従事者の高齢化や重い税負担などを背景に、農地の減少が続いており、都市農業従事者が意欲を持って農業を続けられるよう、貴重な都市農地を守り、都市農業の持続的な発展を目指す早急な取組が必要である。

よって、国におかれては、こうした状況を踏まえ、都市農業の振興や農地の保全を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市農業振興基本法（仮称）を早急に成立させること。
- 2 相続税納税猶予制度の適用を受けた生産緑地について、一般農地と同様に、貸借を可能にし、貸しやすく借りやすい生産緑地にすること。
- 3 生産緑地の指定に係る一団の農地で500平方メートル以上という一律の規模要件を廃止し、地方自治体が主体的に規模を定め、指定できるようにすること。
- 4 相続税納税猶予の適用を受けた人が営農困難になった場合の貸付制度の適用について、農作業の実態に照らし、現行の要件に、疾病や高齢などにより運動能力が著しく低下した場合を追加すること。
- 5 学校教育における農作業体験の機会等を充実させるとともに、学校給食等で地元産農産物の利用を推進し、地元での消費促進を図ること。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

意見書案第 8 号

ヘイトスピーチを根絶するための対策を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 27 年 3 月 12 日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 石田康博

〃 後藤晶一

〃 東正則

〃 市古映美

〃 小川顕正

ヘイトスピーチを根絶するための対策を求める意見書

川崎市は、臨海部に工場が立地し始めた1900年代初頭から今日に至るまで、日本各地や海外から多くの人に移り住み、発展してきた歴史を持ち、新たに市民となった人たちが地域に根付いて多様な文化が交流することにより、活気あふれる「多文化のまち」として成長を続けている。

一方、一部の国や民族、特定の国籍の外国人を排斥するような言動、いわゆるヘイトスピーチを巡っては、その動きが社会問題化する中、昨年7月、国際連合自由権規約委員会は、日本政府に対し、ヘイトスピーチの禁止などの措置を取るべきとの勧告をし、さらに翌8月には、国際連合人種差別撤廃委員会も日本政府に対し、法による規制を含めたヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行った。

ヘイトスピーチのような行為は、本市が育んできた「人権を尊重し、共に生きるまちづくり」への努力を踏みにじるものである。

また、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは、国際社会における日本への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、国におかれては、表現の自由に配慮しながらも、ヘイトスピーチを根絶するため、法整備を行うなどの特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣

決議案第1号

かけがえのない子どもたちの命に関する決議

2月20日、市内の中学生が多摩川河川敷で殺害され、遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生した。

本市議会として、ここに謹んで哀悼の意を表するとともに、併せて、御遺族の方々に心からお悔やみを申し上げるところである。

この事件が起こる前、被害に遭われた中学生は、逮捕された容疑者等の他校生徒や年上の少年と付き合うようになり、そうした中で容疑者の一人から激しい暴行を受け、友人に相談していたということがあり、また、今年に入ってから不登校が続いていた。

このように被害者から救いを求めるサインがあったにもかかわらず、助けられなかったことは、痛恨の極みであって、子どもたちからのサインを見逃さず、解決するための仕組みを作っていくのは、私たち大人の責務である。

本市では、これまで、子どもたちの命やきずなを大切にし、学校教育の充実や、人権オンブズパーソンなどの相談体制の整備、スクールソーシャルワーカーの派遣などに取り組んできたが、今回の事件を十分に検証し、二度とこのような悲劇が起こらないようにしなければならない。

川崎の、そして日本の未来を担う子どもたちが、このような悲しい事件に巻き込まれることなく、健やかに育まれるためには、現在、市長事務部局及び教育委員会でも検証を進めているが、学校及び家庭だけの問題としてではなく、行政、警察や地域住民、各種団体も参加し、地域ぐるみで取組を進めることが重要であり、本市議会としてもこれらの取組を支援し、役割を果たしていく必要がある。

未来を担う子どもたちが、仲間や友人、かけがえのない命を大切にし、もっと大人を信じ、悩みを打ち明け、相談できる環境を整えるとともに、私たち大人は、子どもたちの悩みを全力で受け止め、解決への道筋を一緒に考えていかなければならない。

よって、本市議会は、かけがえのない子どもたちの命のため、あらゆる努力を全力で続けていくことを強く決意するものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会

決議案第2号

川崎市職員の不祥事の根絶を求める決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年3月12日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 石田康博

〃 後藤晶一

〃 東正則

〃 市古映美

〃 小川顕正

川崎市職員の不祥事の根絶を求める決議

公務員は、全体の奉仕者としての強い責任感を持ち、高い倫理規範に従って行動することが求められている。

しかしながら、本市では懲戒処分を受けた職員が過去3年間で48人に上り、今年に入ってから先月までに窃盗や官製談合防止法違反、傷害、強制わいせつ未遂などの容疑で職員6人が逮捕される事態が明らかになり、市民の行政に対する信頼が大きく揺らいでいる。

特に、一握りの人間の行為とは言え、教職員の不祥事が数多く発生していることは、教職員への信頼を損ねるだけでなく、学校が信頼され、教職員が尊敬されてこそ成り立つ教育の条件を大きく揺るがしていると言わざるを得ない。

本市で相次ぐ職員の不祥事の連鎖を断ち切り、市民の市政への信頼を回復することは、組織全体が総力を挙げて取り組むべきことであり、そのことを職員一人ひとりに自覚させ、浸透させることが強く求められる。

よって、本市議会は、全ての職員がこの現状を真摯に受け止め、公務員として求められる高い使命感や倫理観を持って職責を全うするとともに、全組織を挙げて不祥事の根絶へ向け、全力を挙げて取り組むことを強く求めるものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会

3月18日（水）の本会議の議事要領

1

日程第1	平成27年度施政方針	} 一括上程
日程第2	一般議案 63件	
日程第3	当初予算等 20件	
日程第4	報告 1件	
日程第5	請願 3件	

(1) 委員長報告（日程第2、第5の各案件）

総務、市民、健康福祉、まちづくり、環境委員長の順

（予算審査特別委員会の委員長報告は省略）

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 「議案第46号 平成27年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

[提案説明、自席質疑]

(3) 「議案第9号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案

[提案説明、自席質疑]

「議案第22号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案

[提案説明、自席質疑]

(4) 討論（日程第2、第3、第5の各案件、予算組替えを求める動議、修正案）

[日程第1の平成27年度施政方針、日程第4の報告に対するご意見などがあれば、併せてお願いする。発言は、今議会の発言順]

(5) 採決

① 「議案第46号 平成27年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議を起立により採決

② 日程第2の議案63件中、次の議案24件を除いた39件を起立により一括採決

議案第1号 川崎市附属機関設置条例の制定について

議案第2号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第5号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 川崎市民生委員の定数に関する条例の制定について

議案第13号 川崎市地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項の条例で定める日等を定める条例の制定について

議案第20号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 2 9 号 川崎市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 4 1 号 中央療育センターの指定管理者の指定について
- 議案第 4 2 号 川崎市ヒルズすえながの指定管理者の指定について
- 議案第 7 1 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 3 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 4 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 5 号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 7 号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 8 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 9 号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 3 号 平成 2 6 年度川崎市一般会計補正予算

- ③ 除いた議案 2 4 件中、議案第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 8 号、第 1 2 号、第 2 5 号、第 7 1 号及び第 8 3 号の 8 件を起立により一括採決
- ④ 議案第 9 号に対する市古映美議員ほか 9 人の議員から提出された修正案を起立により採決
- ⑤ 除いた議案第 9 号、第 1 3 号、第 2 9 号、第 3 0 号、第 3 1 号、第 7 5 号及び第 7 9 号の 7 件を起立により一括採決
- ⑥ 議案第 2 2 号に対する市古映美議員ほか 8 人の議員から提出された修正案を起立により採決
- ⑦ 除いた議案第 2 0 号、第 2 1 号、第 2 2 号、第 4 1 号、第 4 2 号、第 7 3 号、第 7 4 号、第 7 7 号及び第 7 8 号の 9 件を起立により一括採決
- ⑧ 日程第 3 の当初予算等 2 0 件中、次の 1 1 件を除いた 9 件を起立により一括採決
 - 議案第 4 6 号 平成 2 7 年度川崎市一般会計予算
 - 議案第 4 7 号 平成 2 7 年度川崎市競輪事業特別会計予算
 - 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
 - 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
 - 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
 - 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度川崎市下水道事業会計予算
 - 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度川崎市水道事業会計予算
 - 議案第 6 3 号 平成 2 7 年度川崎市工業用水道事業会計予算
 - 議案第 8 4 号 平成 2 7 年度川崎市一般会計補正予算
- ⑨ 除いた議案第 4 6 号を起立により採決
- ⑩ 除いた議案第 4 7 号、第 4 9 号、第 5 1 号、第 5 3 号、第 5 4 号、第 5 8 号、第 6 1 号、第 6 2 号及び第 6 3 号の 9 件を起立により一括採決

- ⑪ 除いた議案第 84 号を起立により採決
- ⑫ 日程第 5 の請願 3 件中、請願第 92 号及び第 95 号の 2 件を起立により一括採決
 請願第 92 号 川崎市発注における工事の入札制度に関する請願
 請願第 95 号 障がいのある青年たちの学校卒業後の夕方支援の充実に関する請願
- ⑬ 請願第 18 号を起立により採決
 請願第 18 号 成人ぜん息患者の医療費無料化等を求める請願

2

日程第 6

議員提出議案第 1 号 川崎市住宅リフォーム資金助成条例の制定について
 [上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

3

日程第 7

委員会提出議案第 1 号 川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 [上程、提案説明・質疑・討論を省略し、直ちに起立により採決]

4

日程第 8

- 意見書案第 1 号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書
- 意見書案第 2 号 消防施設及び設備の整備に関する補助制度の改善を求める意見書
- 意見書案第 3 号 消防ヘリコプター等に関する財政支援及び経費負担を求める意見書
- 意見書案第 4 号 通学路の交通安全の確保の促進に関する意見書
- 意見書案第 5 号 北朝鮮による日本人拉致問題に関する早急な調査報告の実施と早期解決を求める意見書
- 意見書案第 6 号 小規模保育事業等への災害共済給付拡充を求める意見書
- 意見書案第 7 号 都市農業の振興策強化等を求める意見書
- 意見書案第 8 号 ヘイトスピーチを根絶するための対策を求める意見書
- 決議案第 1 号 かけがえのない子どもたちの命に関する決議
- 決議案第 2 号 川崎市職員の不祥事の根絶を求める決議

一括
上程

- ① 意見書案 8 件並びに決議案 2 件中、意見書案第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号並びに決議案第 1 号及び第 2 号を書記朗読等を省略し、直ちに起立により一括採決
- ② 除いた意見書案第 8 号を書記朗読等を省略し、直ちに起立により採決

*慣例により市長、議長の挨拶

平成27年第1回川崎市議会定例会
議事日程第5号

平成27年3月18日(水)
午前10時開議

第 1

平成27年度施政方針

第 2

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の制定について
議案第 2 号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 3 号 川崎市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 川崎市個人情報保護条例及び川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 川崎市民生委員の定数に関する条例の制定について
議案第13号 川崎市地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項の条例で定める日等を定める条例の制定について
議案第14号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の制定について
議案第15号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 川崎市自殺対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第28号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号 川崎市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
議案第30号 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
議案第31号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 3 2 号	包括外部監査契約の締結について
議案第 3 3 号	川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 3 4 号	高石住宅新築第 1 号工事請負契約の締結について
議案第 3 5 号	五反田川放水路放流部函体築造工事請負契約の締結について
議案第 3 7 号	仮称溝口駅南口地下駐輪場新築工事及び仮称溝口駅南口地下駐輪場新築付帯工事請負契約の変更について
議案第 3 8 号	川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について
議案第 3 9 号	中原区における町区域の設定及び変更について
議案第 4 0 号	中原区における住居表示の実施区域及び方法について
議案第 4 1 号	中央療育センターの指定管理者の指定について
議案第 4 2 号	川崎市ヒルズすえながの指定管理者の指定について
議案第 4 3 号	川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について
議案第 4 4 号	王禅寺四ツ田特別緑地保全地区用地の取得について
議案第 4 5 号	市道路線の認定及び廃止について
議案第 6 5 号	平成 2 6 年度川崎市一般会計補正予算
議案第 6 6 号	平成 2 6 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第 6 7 号	平成 2 6 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第 6 8 号	平成 2 6 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
議案第 6 9 号	平成 2 6 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算
議案第 7 0 号	平成 2 6 年度川崎市公債管理特別会計補正予算
議案第 7 1 号	川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 2 号	川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 3 号	川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 4 号	川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 5 号	川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 6 号	川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 7 号	川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 8 号	川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 9 号	川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 0 号	川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 1 号	訴えの提起について
議案第 8 2 号	調停について
議案第 8 3 号	平成 2 6 年度川崎市一般会計補正予算

第 3

議案第 4 6 号	平成 2 7 年度川崎市一般会計予算
議案第 4 7 号	平成 2 7 年度川崎市競輪事業特別会計予算
議案第 4 8 号	平成 2 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
議案第 4 9 号	平成 2 7 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 5 0 号	平成 2 7 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第 5 1 号	平成 2 7 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 5 2 号	平成 2 7 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
議案第 5 3 号	平成 2 7 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
議案第 5 4 号	平成 2 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第 5 5 号	平成 2 7 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
議案第 5 6 号	平成 2 7 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
議案第 5 7 号	平成 2 7 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
議案第 5 8 号	平成 2 7 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第 5 9 号	平成 2 7 年度川崎市公債管理特別会計予算
議案第 6 0 号	平成 2 7 年度川崎市病院事業会計予算
議案第 6 1 号	平成 2 7 年度川崎市下水道事業会計予算
議案第 6 2 号	平成 2 7 年度川崎市水道事業会計予算
議案第 6 3 号	平成 2 7 年度川崎市工業用水道事業会計予算
議案第 6 4 号	平成 2 7 年度川崎市自動車運送事業会計予算
議案第 8 4 号	平成 2 7 年度川崎市一般会計補正予算

第 4

報告第 1 号 地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

第 5

請願第 1 8 号 成人ぜん息患者の医療費無料化等を求める請願
 請願第 9 2 号 川崎市発注における工事の入札制度に関する請願
 請願第 9 5 号 障がいのある青年たちの学校卒業後の夕方支援の充実に関する請願

第 6

議員提出議案第 1 号 川崎市住宅リフォーム資金助成条例の制定について

第 7

委員会提出議案第 1 号 川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第 8

意見書案第 1 号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書
 意見書案第 2 号 消防施設及び設備の整備に関する補助制度の改善を求める意見書
 意見書案第 3 号 消防ヘリコプター等に関する財政支援及び経費負担を求める意見書
 意見書案第 4 号 通学路の交通安全の確保の促進に関する意見書
 意見書案第 5 号 北朝鮮による日本人拉致問題に関する早急な調査報告の実施と早期解決を求める意見書
 意見書案第 6 号 小規模保育事業等への災害共済給付拡充を求める意見書
 意見書案第 7 号 都市農業の振興策強化等を求める意見書
 意見書案第 8 号 ヘイトスピーチを根絶するための対策を求める意見書
 決議案第 1 号 かけがえのない子どもたちの命に関する決議
 決議案第 2 号 川崎市職員の不祥事の根絶を求める決議

平成27年3月12日

川崎市議会議長
浅野文直様

総務委員長
織田勝久

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 1号 川崎市附属機関設置条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 2号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 3号 川崎市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 4号 川崎市個人情報保護条例及び川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 5号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 6号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 7号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 29号 川崎市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
(原案可決)

- 議案第 30 号 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 31 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 32 号 包括外部監査契約の締結について (原案可決)
- 議案第 33 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について (同 意)
- 議案第 65 号 平成 26 年度川崎市一般会計補正予算 (原案可決)
- 議案第 70 号 平成 26 年度川崎市公債管理特別会計補正予算 (原案可決)
- 議案第 83 号 平成 26 年度川崎市一般会計補正予算 (原案可決)

平成27年3月12日

川崎市議会議長

浅野文直様

市民委員長

山崎直史

市民委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 8号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
（経済労働局に関する部分） （原案可決）

議案第 9号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第10号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第11号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第38号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について
（原案可決）

議案第39号 中原区における町区域の設定及び変更について
（原案可決）

議案第40号 中原区における住居表示の実施区域及び方法について
（原案可決）

議案第41号 中央療育センターの指定管理者の指定について
（原案可決）

議案第 4 2 号 川崎市ヒルズすえながの指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第 4 3 号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について
(同 意)

議案第 6 7 号 平成 2 6 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
(原案可決)

議案第 7 1 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

平成27年3月11日

川崎市議会議長

浅野文直様

健康福祉委員長

河野ゆかり

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 8号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
（健康福祉局に関する部分） （原案可決）
- 議案第12号 川崎市民生委員の定数に関する条例の制定について
（原案可決）
- 議案第13号 川崎市地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための
関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項の条例で定める
日等を定める条例の制定について （原案可決）
- 議案第14号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関す
る条例の制定について （原案可決）
- 議案第15号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）
- 議案第16号 川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基
準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）
- 議案第17号 川崎市自殺対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて （原案可決）
- 議案第18号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改

正する条例の制定について (原案可決)

議案第 19 号 川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 20 号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第 21 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 22 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 27 号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 28 号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 66 号 平成 26 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
(原案可決)

議案第 72 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 73 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第 74 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第 75 号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 76 号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する

条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第 77 号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第 78 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第 79 号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第 80 号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

平成27年3月12日

川崎市議会議長

浅野文直様

まちづくり委員長

川島雅裕

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 8号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
（まちづくり局に関する部分） （原案可決）
- 議案第23号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）
- 議案第24号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）
- 議案第25号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）
- 議案第34号 高石住宅新築第1号工事請負契約の締結について （原案可決）
- 議案第35号 五反田川放水路放流部函体築造工事請負契約の締結について （原案可決）
- 議案第37号 仮称溝口駅南口地下駐輪場新築工事及び仮称溝口駅南口地下駐輪場新築付帯工事請負契約の変更について （原案可決）
- 議案第44号 王禅寺四ッ田特別緑地保全地区用地の取得について （原案可決）

議案第 4 5 号 市道路線の認定及び廃止について

(原案可決)

議案第 6 8 号 平成 2 6 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

(原案可決)

議案第 6 9 号 平成 2 6 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算

(原案可決)

議案第 8 1 号 訴えの提起について

(原案可決)

平成27年3月11日

川崎市議会議長

浅野文直様

環境委員長

林浩美

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第26号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第82号 調停について
（原案可決）

平成27年3月10日

川崎市議会議長

浅野文直様

予算審査特別委員長

廣田健一

予算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会は、平成27年2月27日に付託された下記の議案を審査の結果、「結論は本会議に譲る」ことに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第46号 平成27年度川崎市一般会計予算
- 議案第47号 平成27年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第48号 平成27年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第49号 平成27年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第50号 平成27年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第51号 平成27年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第52号 平成27年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第53号 平成27年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第54号 平成27年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第55号 平成27年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第56号 平成27年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第57号 平成27年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第58号 平成27年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第59号 平成27年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第60号 平成27年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第61号 平成27年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第62号 平成27年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第63号 平成27年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第64号 平成27年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 議案第84号 平成27年度川崎市一般会計補正予算

平成27年3月12日

川崎市議会議長
浅野文直様

総務委員長
織田勝久

総務委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第92号 川崎市発注における工事の入札制度に関する請願

（採 択）

平成27年3月12日

川崎市議会議長

浅野文直様

健康福祉委員長

河野ゆかり

健康福祉委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第18号 成人ぜん息患者の医療費無料化等を求める請願

（不採択）

請願第95号 障がいのある青年たちの学校卒業後の夕方支援の充実に関する請願

（採 択）

代表討論通告書

平成27年3月16日

川崎市議会議長 様

会派名 日本共産党
 討論者氏名 宮原春夫
 時 間 約30分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第9号、議案第13号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、
	議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第41号、議案第42号、
	議案第46号、議案第47号、議案第49号、議案第51号、議案第53号、
	議案第54号、議案第58号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、
	議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第77号、議案第78号、
	議案第79号
賛 成 討 論	議案第76号、議案第80号
	請願第18号
報 告	
施政方針	



議会運営委員会付託の請願・陳情

平成27年3月17日現在

【 陳 情 】

陳情第 91号 選挙の際の議会改革に関する「提案」を議会の課題として検討することに関する陳情

25. 2. 8 継続審査

議会運営の手引きの変更事項

(平成23年4月以降)

1 議案の訂正に関する内容の改正

上程後の議案の訂正は必ず議会運営委員会を開催して、取扱いを協議していたが、議長が軽易なものと認め、各会派が了承したものに限り、議会運営委員会を開催せず、所管局の職員により議案の訂正ができることを確認し、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成23年11月29日 確認】

2 発言通告締切日に関する内容の改正

代表質問、一般質問、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会の発言通告締切日を午後3時から午後1時に変更することが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成23年11月29日 確認】

3 予算議会での代表質問の会派割りに関する内容の改正

改選後の予算議会での代表質問の会派割りを、1日目2会派、2日目3会派として実施することが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成23年12月1日 確認】

4 各種委員の審議会等に関する内容の改正

財団法人川崎・横浜公害保健センターが公益財団法人へ移行することに伴い、新法人から、議会に対する推薦依頼は行わないことにしたいとの申し出を受け、同法人について、各種委員の審議会等の一覧表から削除することが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成24年2月9日 確認】

5 団長会議の協議事項に関する内容の改正

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部改正により、「政務調査費」が「政務活動費」に改められたことを受けて、所要の整備として、団長会議の協議事項に関する規定を改めることが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成24年2月18日 確認】

6 諮問に対する答申の表決に関する内容の改正

諮問に対する答申の表決は、従来「異議ない旨回答する。」ことに賛成するものの起立を求めていたが、平成24年第4回定例会に不服申立てに関する諮問が本会議で初めて提案されることとなり、不服申立てに対応した表決を可能とすることが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成24年11月27日 確認】

7 予算議会の会期日数に関する内容の改正

議会運営検討協議会の報告に基づき、代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数を、従来の1日から3日に変更することが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成24年12月11日 確認】

8 意見書の提出を願意とする請願、陳情の審査における説明員の出席に関する内容の新設

議会運営検討協議会からの報告に基づき、意見書の提出を願意とする請願、陳情の審査の際の説明員を、これまでの局長級以下の職員から、部長級以下の職員とすることができるよう出席理事者の範囲を見直すことが決定されたため、規定を新設した。

【議会運営委員会 平成25年5月28日 確認】

9 区長の予・決算審査特別委員会への出席に関する内容の改正

議会運営検討協議会の報告に基づき、区長は発言通告があったときに予・決算審査特別委員会へ出席することが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成25年5月28日 確認】

10 委員会審査になじまない請願、陳情の取り扱いに関する内容の新設

議会運営検討協議会の報告に基づき、「委員会付託になじまないと委員会が判断した請願、陳情については、不採択することができる」旨の規定を追加することが決定されたため、規定を新設した。

【議会運営委員会 平成25年5月28日 確認】

11 委員会付託をしないこととする陳情の取り扱いに関する内容の新設

議会運営検討協議会の報告に基づき、提出者が県外の陳情を委員会付託しないこととする取り扱いとすることが決定されたため、規定を新設した。

【議会運営委員会 平成25年10月2日 確認】

12 決算審査の見直しに関する内容の改正

議会運営検討協議会の報告に基づき、分科会方式の導入や総括質疑の実施など、決算審査のあり方を見直し、市長が全体会の2日間に出席することなどが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成26年6月18日 確認】

13 代表質問における再質問の取扱いに関する内容の改正

議会運営検討協議会の報告に基づき、代表質問の再質問以降を一問一答方式による質問方法も選択できるよう見直すことが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成26年6月18日 確認】

14 新教育長の設置に関する内容の改正

法改正により、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されること、また、新教育長は地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命することとされたことに伴い、これに合わせて手引きを改正することが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成27年2月17日 確認】